

道路占用許可申請の手引き

道路法第 32 条の規定による道路占用許可申請を行う場合は、八戸市道路占用規則第 2 条に定めるとおり、下記の書類を提出してください。

標準処理期間は、閉庁日を除き 10 日です。事務処理（他機関との協議等）の都合上、短期間で許可することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

1. 提出書類 · · · 各 2 部

①許可申請書（別記第 1 号様式）

②添付書類 ※ A～F までは必須

| | |
|-------------|---|
| A. 工事施行遵守事項 | <申請者と施工業者の記名・押印> |
| B. 位置図 | <縮尺が 1/12, 500 程度> |
| C. 案内図 | <縮尺が 1/500～1/1, 500 程度> |
| D. 工事仕様書 | <平面図（現況と計画）・断面図・構造図> ※平面図には方位を記載すること |
| E. 現況写真 | <占用箇所を明示> |
| F. 舗装復旧図 | <工事仕様書に記載している場合は省略可> |
| G. 念書 | <下請け等で施工業者が 2 人以上となる場合> |
| H. その他 | <必要と認められる場合> |

2. 許可書の交付

許可後は、申請者へ電話連絡をしますので、処理状況についての問い合わせや連絡前の来庁はご遠慮ください。

3. 占用工事の施工

工事に着手する前に、八戸警察署長から道路交通法第 77 条に基づく道路使用許可を受けてください。

4. 原状回復届

工事完了後は、7 日以内に原状回復届（別記第 4 号様式）を 1 部提出してください。

（上記 1 の C・D と工事写真（着工前・工事中・完成）を添付）

＜お問合せ先＞

八戸市内丸一丁目 1-1 市庁別館 8 階

建設部 道路維持課 道路占用グループ

電話 0178-43-2111 （内線 4512・4511）